

明和町個別施設計画

＜令和4年度～令和27年度＞

(第3版)

明和町
令和7年3月

【目 次】

はじめに ～個別施設計画の必要性～	1
第1章 個別施設計画の策定方針	
1. 公共施設全体の更新費用	2
2. 計画の位置づけと関係	3
3. 計画期間	4
4. 施設評価の方法	5
5. 方向性判断フロー	6
第2章 施設の状況	
1. 方向性判断フローの結果	10
2. 施設の方針	11
1) 社会・福祉施設	11
2) 子育て施設	24
3) 学校教育施設	26
4) 公営住宅	32
5) 行政施設	37
第3章 削除額と今後の方針等	
1. 削除額	43
2. 今後の方針等	43
3. 長寿命化計画	46

はじめに ～個別施設計画の必要性～

策定の背景と目的

全国の市町村では、小中学校や行政庁舎など基本的な行政サービスを提供するための施設をはじめ、生活の質の向上を目的とする文化・スポーツ施設、地域活性化を目的とする観光・農林水産業施設など、あらゆる用途の施設をフルセットで整備する取り組みが進められてきました。これらの施設には、人口や税収が右肩上がりが増加し続けることを前提に、各市町村において建設したのも含まれています。

明和町においては、高度経済成長期以降における人口増加や町民生活の向上のため、昭和40年前後より公共施設などの整備が進められましたが、施設によっては老朽化や利用者数の減少などの課題が浮き彫りとなっています。

そのような中、平成25年11月に「インフラ長寿命化計画」を国が定め、地方自治体においても、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請されています。

このため明和町では、長期的な視点から効果的かつ効率的に活用し、運用していく視点を持つことが重要であると考え、計画的に効率よく公共施設等の整備や維持管理を行い、長寿命化を図ったり、公共施設等の利活用促進や統廃合を進めることで、将来負担の軽減を計画的に推進するため、「明和町公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。そして同計画に基づき、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新などに係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるなど、個別施設ごとの具体的な対応方針をため、「個別施設計画」を策定いたします。



第1章 個別施設計画の策定方針

1. 公共施設全体の更新費用

全ての公共施設全体の更新費用を試算した結果、今後10年間で約85.3億円かかる試算結果となりました。事業費の見込額は、今後10年間で約72.6億円であり、更新費用と事業費の見込額を比較すると、今後10年間で約12.7億円不足する試算結果※1となりました。

※1 明和町公共施設等総合管理計画より

1) 建物系公共施設の更新費用

建物系公共施設の将来の更新費用を試算した結果、当町が所有する公共施設について、全ての大規模改修を実施し、現状規模のまま建て替えを行った場合、今後10年間で約26.3億円かかる試算結果となりました。

事業費の見込額は、今後10年間で約25.6億円と見込んでおり、試算結果と比較すると、今後10年間で約7,000万円不足する試算になっています。

2) 土木系公共施設の更新費用

道路・橋りょう・下水道の将来の更新費用を試算した結果、土木系公共施設の更新費用は、今後10年間で約59億円かかる試算結果となりました。

事業費の見込額は、今後10年間で約47億円と見込んでおり、試算結果と比較すると、今後10年間は約12億円不足する試算になっています。

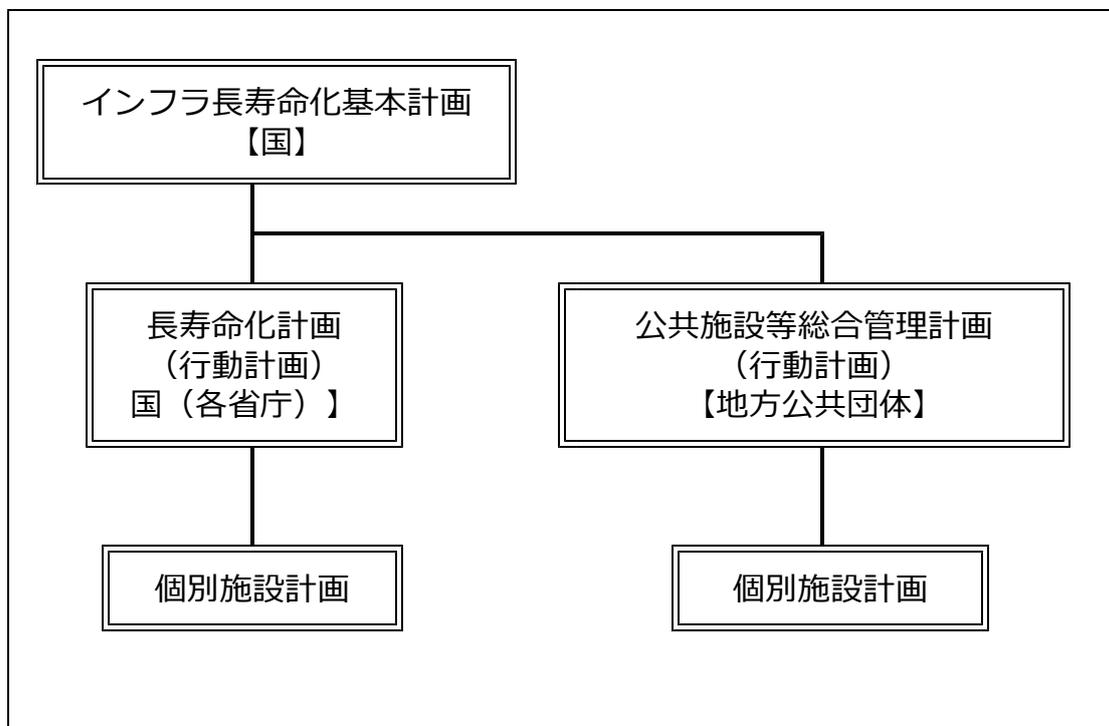


2. 計画の位置づけと関係

1) 計画の位置づけ

この計画は、公共施設等総合管理計画に基づいた施設ごとの具体的な対応方針を定めた計画であり、今回策定した個別施設計画は全ての「建物系施設」を対象としています。

今後、本計画に基づき、長期的な視点から、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政的な負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的とします。



2) 計画策定の推進体制

個別施設計画は、公共施設等総合管理計画の下位計画であるため、施設所管課において各施設の方向性を考慮しつつ、管財を所管する企画財政課において、総合調整及び進行管理等を行います。

また限られた資源をより効果的・効率的に活用し、行政サービスの質の向上をさせるため、積極的な情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ります。

3. 計画期間

公共施設等総合管理計画の最終年度に合わせ、令和27年度までとし、財政状況や制度改正など計画の前提条件に変更が生じた場合には、必要に応じ見直しを行います。

4. 施設評価の方法

1) 対象施設

「公共施設等総合管理計画」に掲載された、道路・橋りょうを除く全ての建物を対象とする。

2) 各施設の方針

施設ごとに所管課で策定し、施設が複数課に関係する場合は、関係所管で協議し、策定する。策定方針及び「公共施設等総合管理計画」を参考に判断フロー結果を踏まえて、各施設の方針（案）を決定し、総務課において調整する。

3) 必須記載項目

①方向性判断フローの結果

建物評価の点数、サービス評価の点数の結果（令和元年3月31日現在）

②施設の役割

施設の目的、関係法令などを記載。

③施設の現状と課題

施設の現状と課題を記載。

④今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）

今後の施設の修繕計画を含めた方向性をどうするかについて記載。

所管課において、上記及び公共施設等総合管理計画を参考に、判断フロー結果を踏まえて、必要に応じて利害関係者や関係団体等と協議し、各施設の方針案を決定。

方向性判断フローとかけ離れた場合は、理由を明確に記載する。

今後5年以上で施設の時期更新年度を目安としたスケジュールについて記載（例：〇年後、大規模改修し、継続使用・廃止し、除去・建替えなど、

他施設との複合化に対する考え方などを記載。)

⑤計画期間の考え方（施設の方針、方向性）

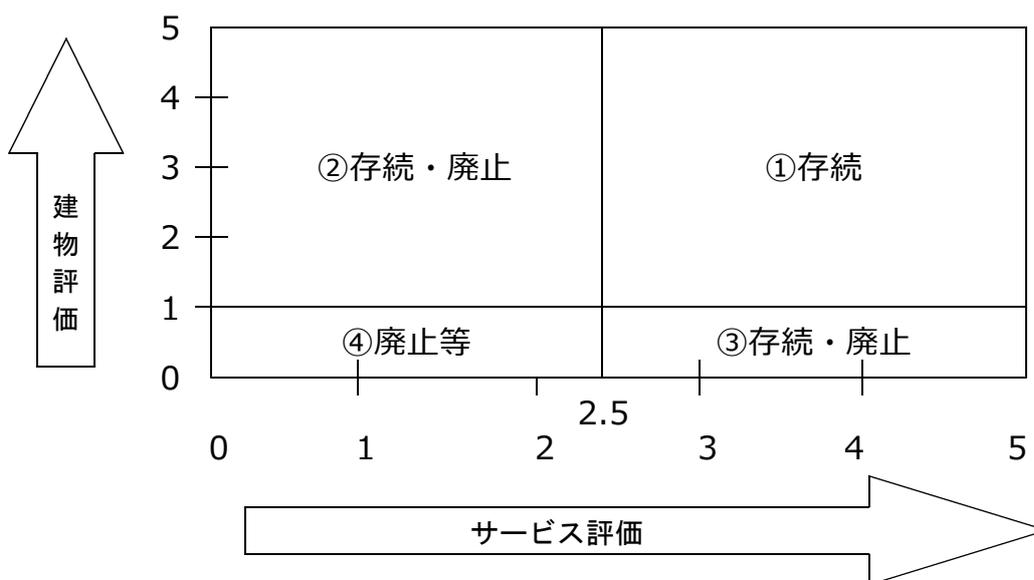
計画期間の考え方、施設の方針、方向性、更新予定時期などを記載。

⑥今後5年間の方向性の結果

方向性の結果を端的に記入。

5. 方向性判断フロー

「建物評価」と「サービス評価」を各々5段階に点数化し、4つの類型に分ける。



例) 建物評価が「3」でサービス評価が「4」

..... ①類型

建物評価が「2」でサービス評価が「2」

..... ②類型

※類型ごとの方向性は次ページのとおり

方向性の例について

類型	存廃	方向性	説明
①	存続	現状維持	現状のまま維持
		多機能化	別の機能を取り入れる
		集約化	複数の施設を一つに集約
		各種見直し	運営方法・使用料等の見直し
		広域化	他の自治体と共用し、コスト分担
		その他	
②	存続	各種見直し	運営方法・使用料等の見直し
		多機能化	別の機能を取り入れる
		集約化	複数の施設を一つに集約
		広域化	他の自治体と共用し、コスト分担
		その他	
	廃止	民間譲渡	民間企業に売却等
		転用	施設機能を廃止し他用途へ転用
		地域移管	地域に限定されている場合、地域に移管
その他			
③	存続	規模縮小	規模縮小し建替えする
		広域化	他の自治体と共用し、コスト分担
		その他	
	廃止	民間譲渡	民間企業に売却等
		機能移転	機能を移転させ施設は売却
その他			
④	廃止等	民間譲渡	民間企業に売却等
		除却	施設を除却し機能も廃止
		その他	

1) 建物評価

施設の残寿命年数を計算し、建物の評価点を出す（5段階評価で5点満点）。計算式でマイナス評価となった場合は0点とする。また校舎等複数ある場合は、平均値（古い建物についての方針・方向性については必ず記載）とする。

耐用年数

構造	耐用年数(年)
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	50～31年
れんが造、石造又はブロック造	41年
木造又は合成樹脂造	24年

※参考：減価償却資産の耐用年数等に関する省令

※少数第2位以降切り捨て

※複数棟は平均値

※マイナスはすべて0

<計算式>

- ・耐用年数－（現年度－築年度）＝残寿命年数
- ・（残寿命年数／耐用年数）×5点＝建物評価点

例1) 1992年築 鉄骨鉄筋コンクリート造
50年－（2020年－1992年）＝22年
（22年／50年）×5点 ≒ 2.2

例2) 1965年築 鉄骨鉄筋コンクリート造
50年－（2020年－1965年）＝-5年
（-5年／50年）×5点 ≒ 0

2) サービス評価

サービス評価については、年間利用者数率、年間稼働日数率、1人当たりのコストを基準とし、サービスの評価点を出す（5段階評価で3つの基準の平均点）。計算式でマイナス評価となった場合は0点とする。

また学校及び公営住宅は、上記では評価が難しいため別基準とする。なお、必要な施設や人命に関わる施設（庁舎・給食センター等）は、サービス評価の対象外とする。

サービス評価（基準）

指 標	評 価 内 容
①年間利用者数率	利用率で評価
②年稼働日数率	稼働率で評価
③1人当たりコスト	利用者1人当たりのコストで評価 (年間維持費)

指標 評価	①年間利用者数率	②年稼働日数率	③1人当たりコスト
	年間利用者数/ (収容人員×開館日数)	年間開館日数/ 365日	対象施設の平均値に 対する割合
5点	100%(以上を含む)	100%(以上を含む)	40%未満
4点	75%以上100%未満	75%以上100%未満	40%以上80%未満
3点	50%以上75%未満	50%以上75%未満	80%以上120%未満
2点	25%以上50%未満	25%以上50%未満	120%以上160%未満
1点	25%未満	25%未満	160%以上

※収容人員が定められていない場合、消防法施行令第1条の2第4項の総務省令で定める収容人員の算出する。

※1人当たりのコストの算出について、年間維持費は、人件費を除くすべての費用とし、使用料収入は差し引く。

サービス評価（学校）

指 標	評 価 内 容
利用実態（学級数）	各学校の普通学級数で評価

	利 用 実 態
	学 級 数
5点	26学級以上
4点	19学級以上25学級
3点	12学級以上18学級
2点	5学級以上11学級
1点	4学級以下

サービス評価（町営住宅）

指 標	評 価 内 容
①年間利用戸数率	利用率で評価
②1戸当たりコスト	1戸当たりのコストで評価（年間維持費）

	①年間利用戸数率	②1戸当たりコスト
	年間利用戸数/ 利用可能戸数	対象施設の平均値に対する割合
5点	100%(以上を含む)	40%未満
4点	75%以上100%未満	40%以上80%未満
3点	50%以上75%未満	80%以上120%未満
2点	25%以上50%未満	120%以上160%未満
1点	25%未満	160%以上

第2章 個別施設計画の策定方針

1. 方向性判断フローの結果

方向性判断フローの結果、施設全体の建物評価点については、老朽化が進行している施設が多いことから平均点は1.84点となりました。

サービス評価対象外を除く 施設のサービス評価点については、年間利用者が多い施設が多いことなどから平均点は3.4点となりました。

また建物評価及びサービス評価の方向性判断フロー結果に基づき、今後5年間の方向性の結果については、下表のとおりとなりました。

内訳	方向性判断フロー結果	今後5年間の方向性結果
①存続	16	28
②存続・廃止 建物○、サービス×	1	-
③存続・廃止 建物×、サービス○	11	-
④廃止等	0	-
計	28	28



2. 方向性判断フローの結果

1) 社会・福祉施設

No.	施設名	建築 年度	建物 評価点	サービス 評価点	今後5年間の 方向性の結果
1	中央公民館	S54	0.5	3.3	存続(その他)
2	ふるさと産業文化館	H8	1.6	3.7	存続(現状維持)
3	社会体育館	S57	0.5	2.7	存続(現状維持)
4	海洋センター	H6	1.8	4.3	存続(現状維持)
5	老人福祉センター	S61	1.2	3.0	存続(多機能化)
6	社会福祉会館	S58	0.9	3.0	存続(多機能化)
7	保健センター(旧)	S56	0.7	3.0	存続(現状維持)
8	地域活動支援センター	H19	1.5	3.0	存続(その他)
9	デイサービスセンター	H4	1.8	3.3	存続(現状維持)
10	ふれあいセンター ｽｶ (東部学童保育所)	H27	3.1	3.7	存続(現状維持)
11	ふれあいセンター ぽぷら (西部学童保育所)	H28	3.3	3.7	存続(現状維持)
12	保健センター	R3	4.7	3.0	存続(現状維持)
13	子ども第三の居場所	R5	4.9	—	存続(現状維持)

施設の方針

施設名	明和町中央公民館	所管課	生涯学習課
方向性判断フロー結果	③存続・廃止		
	建物評価点数	0.5点 / 5.0点	
	サービス評価点数	3.3点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>明和町中央公民館設置条例に基づき、同館を設置する。同館は、町その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の鈍化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>昭和54年に建築されてから45年経過しているが、耐震性能調査では耐震性能は高いという結果となった。施設の老朽化により、突発的な修繕が増加しているため、利用者の安全面に配慮し、緊急性の高いものから修繕を行っている。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>長寿命化を図るため、外壁改修や施設機能を継続するため必要な改修を計画的に実施していく。施設の老朽化が顕著なため、定期的に保守・修繕を行い、利用者の安全を第一とした施設の維持管理に努める。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>耐用年数を迎えるまで施設が活用できるように定期的にメンテナンスを実施し、予防保全に努める。建替えにあたっては、町の財政状況等も考慮し、他施設との複合化を視野に検討を行う。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続(その他)	

施設の方針

施設名	ふるさと産業文化館 (日本キャンパックホール)	所管課	生涯学習課						
方向性判断フロー結果	①存続								
	建物評価点数	1. 6点 / 5. 0点							
	サービス評価点数	3. 7点 / 5. 0点							
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>明和町ふるさと産業文化館の設置及び管理に関する条例第22条に基づき、町民の教養、文化芸術振興、レクリエーション等に寄与するため設置する。</p>									
<p>施設の現状と課題</p> <p>現在築29年以上が経過しており、設備等施設として老朽化が問題となっている。</p> <p>施設設備の改修・更新は規模も大きいため、利用者の利便性に配慮しながら計画していく必要がある。</p>									
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>施設機能を継続するため、ホール付帯設備として照明設備の改修のほか、災害時の避難場所としての運営が想定されるため、老朽化した空調設備を改修し、避難施設としての機能も維持しながら長寿命化を図る。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>改修箇所</th> <th>費 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7以降</td> <td>照明・空調設備改修等</td> <td>180,000千円</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	改修箇所	費 用	R7以降	照明・空調設備改修等	180,000千円
年 度	改修箇所	費 用							
R7以降	照明・空調設備改修等	180,000千円							
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>減価償却資産の貸与年数等に関する省令別表第一における耐用年数が41年であるが、施設機能を維持する改修を行っていくことで、長寿命化を図る。また、空調設備を改修し、避難施設としての滞在機能を維持していくことで災害時に施設活用ができるよう改修を図っていく。</p>									
今後5年間の方向性の結果		存続（その他）							

施設の方針

施設名	明和町社会体育館	所管課	生涯学習課
方向性判断フロー結果	③存続・廃止		
	建物評価点数	0.5点 / 5.0点	
	サービス評価点数	2.7点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>スポーツ基本法、青少年の健全育成、町民の健康増進</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>昭和58年開館から42年経過して、老朽化がみられるが利用者の利便性を図りながら改善・修繕等する。</p> <p>また、付帯設備等も併せて、随時更新していく。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>令和7年度は、施設の老朽化が顕著なため、日々の点検により予防保全に努め、利用者の安全を第一に施設の長寿命化を図り、現状維持のため付帯設備等の修繕を行う。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>30年後は、開館から60年以上経過して立替が必要となる。</p> <p>計画的な修繕を行うとともに中央公民館・老人福祉センター等隣接する施設と一緒に複合施設として検討が必要である。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）	

施設の方針

施設名	海洋センター	所管課	生涯学習課						
方向性判断フロー結果	①存続								
	建物評価点数	1. 8点 / 5. 0点							
	サービス評価点数	4. 3点 / 4. 0点							
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>海洋センターの管理及び運営に関する条例に基づいて、水泳を通して、町民の健康維持及び青少年の健全育成を図ることを目的とする。</p>									
<p>施設の現状と課題</p> <p>平成6年に開館してから29年経過し老朽化が進行している。</p> <p>施設機器は、順次修繕を行っているものの、濾過機・循環設備・暖房機器の老朽化があり、今後も大幅な修繕が必要である。</p>									
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>今後とも、安全で快適な施設としての維持管理を適切に進め、以下の修繕を行い、安全性を確保し、生涯スポーツの拠点として活用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年 度</th> <th style="width: 45%;">改修箇所</th> <th style="width: 40%;">費 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">R 6</td> <td>シート防水</td> <td style="text-align: center;">500万円</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	改修箇所	費 用	R 6	シート防水	500万円
年 度	改修箇所	費 用							
R 6	シート防水	500万円							
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>町民のニーズに答えながら、施設の有効活用を考え各種水泳教室の見直しや多機能化を検討する。また、環境にも優しい施策等を考え、町民の健康増進に寄与する。長期利用できるよう計画的な修繕・点検等を実施していく。</p>									
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）							

施設の方針

施設名	明和町老人福祉センター	所管課	介護福祉課
方向性判断フロー結果	①存続		
	建物評価点数	1. 2点 / 5. 0点	
	サービス評価点数	3. 0点 / 5. 0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>明和町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例に基づき、高齢者福祉を充実し、高齢者の健康の増進と教養の向上を図るため、老人福祉法第15条第5項の規定により、同センターを設置する。同センターは無料または定額の料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進や教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>昭和61年に竣工してから37年経過し老朽化が進行してきている。近年は毎年のように施設・設備の改修を行っており、建物評価は低い。施設の現状については、一般入浴開放日を週6回行っており、高齢者の生きがいづくりや老人クラブの活動等で活用している。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>年間利用者数率が4.5%と低く、利用率拡大のため事業等を検討していく。社会福祉会館との一体的な運用によりコストダウンを推進するとともに有効活用のための運用を検討する。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>各種見直しを行い、利用者の利便性の向上を図るためにも、施設の多機能化を検討し、福祉施策の一体化が望める複合施設としての建替えを検討していく。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（多機能化）	

施設の方針

施設名	明和町社会福社会館	所管課	介護福祉課
方向性判断フロー結果	③存続・廃止		
	建物評価点数	0.9点 / 5.0点	
	サービス評価点数	3.0点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>明和町社会福社会館の設置及び管理に関する条例に基づき、介護保険法の円滑な実施を図り、高齢者の健康の増進や生きがいづくりに寄与し、介護予防及び介護知識等を普及させるため同会館を設置する。同会館は、介護保険法の介護予防・日常生活支援総合事業や保健福祉事業、老人福祉法の老人健康保持事業を実施することを目的とする。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>昭和58年に竣工してから40年経過し老朽化が進行してきている。当初は保健センターとして建築し活用されていたが、平成25年に機能交換を行い、社会福社会館として、老人福祉センターとの一体的運用を行うことで、施設運営の効率化を図っている。利用率が少なく大規模改修を行っていないため、経年劣化した箇所が増え、建物評価は低い。施設の現状として、地区の元気アップ活動や各種団体の会議等で活用されている。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>年間利用者数率が6.5%と低く、利用率拡大のため事業等を検討していく。老人福祉センターとの一体的な運用により効率化を図り、有効活用を推進していく。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>各種見直しを行い、利用者の利便性の向上を図るためにも、施設の多機能化を検討し、福祉施策の一体化が望める複合施設としての建替を検討していく。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（多機能化）	

施設の方針

施設名	保健センター(旧)	所管課	介護福祉課
方向性判断フロー結果	③存続・廃止		
	建物評価点数	0.7点 / 5.0点	
	サービス評価点数	3.0点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>明和町保健センターの設置及び管理に関する条例に基づき保健センターを設置していたが、令和4年度より普通財産化した上で民間等に貸出を行っている。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>昭和56年に中央保育園として建築してから42年が経過し老朽化が進行している。平成13年から社会福祉会館として、平成25年から保健センターとして稼働していた。小規模改修を行っているものの、雨漏りがあり建物評価は低い。</p> <p>令和3年の保健センター移転に伴い、トイレ造設や外壁塗装等の改修を行ったのち普通財産化し、令和4年から障害児通所施設と新里地区の集会所の多機能施設として活用している。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>民間事業者や行政区に貸出を行えたことで、施設の有効活用が行えている。老朽化が進む建物のため、定期的なメンテナンスを実施検討する。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>同敷地内にある地域活動支援センターなどとも連携を行い、建替にあたっては、障害福祉施設として複合化も視野に検討する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）	

施設の方針

施設名	明和町地域活動支援センター	所管課	介護福祉課
方向性判断フロー結果	①存続		
	建物評価点数	1. 5点 / 5. 0点	
	サービス評価点数	3. 0点 / 5. 0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>明和町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例に基づき、雇用されることが困難な障害者及び障害児に創作的活動または生産活動機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するため、障害者総合支援法第5条第25項に規定する施設として設置する。同センターは、日常生活訓練に関することや機能回復訓練に関すること、創作及び生産活動に関すること、社会との交流促進に関すること、その他障害者等の福祉向上を図るために必要な事業を実施することを目的とする通所施設として設置されている。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>平成20年に竣工してから15年経過しているため、建物の定期的なメンテナンスを実施し、建物評価を維持することが必要と考えられる。利用者が限定されている施設であるが、対象者にとって必要な施設であることから、定期メンテナンスによる長期的な存続を維持していきたい。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>施設の性格上、利用率は低いものの、施設の必要性は高いと考えられるため、各種見直しを行い、利用者の利便性の向上を図るとともに、定期的な建物メンテナンスを実施検討する。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>耐用年数を迎えるまでは施設活用を図るため、定期的なメンテナンスの実施を検討する。同敷地内で開所された障害児通所施設とも連携ができるようにしていき、建替えにあたっては、障害福祉施設として複合化も視野に検討する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）	

施設の方針

施設名	明和町デイサービスセンター	所管課	介護福祉課
方向性判断フロー結果	①存続		
	建物評価点数	1. 8点 / 5. 0点	
	サービス評価点数	3. 3点 / 5. 0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>明和町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例に基づき設置され、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および老人福祉法に規定する通所介護事業を実施する。同センターは、高齢者及び身体障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>平成4年度に建築してから31年経過し老朽化が進行している。平成18年から指定管理者に管理運営業務を委託している。令和元年度にボイラーの故障により修繕工事を行っており、設備の老朽化により建物の評価は低い。</p> <p>また、施設は週6日稼働しており、利用者数は、一日平均6.8人で入浴利用者数も6.8人となっている。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>今後も指定管理者に管理運営業務を委託し、安定した施設運営の継続を実施していきたい。自宅での入浴が困難な利用者が多いため、利用者のニーズに応えるためにも計画的に設備の維持管理を行っていく必要がある。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>町の運営方針や国の補助金などの動向を注視し、財政状況と地域の実情や可能性を考慮したうえで総合的に判断する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）	

施設の方針

施設名	ふれあいセンターズカケ	所管課	健康こども課
方向性判断フロー結果	①存続		
	建物評価点数	3. 1点 / 5. 0点	
	サービス評価点数	3. 7点 / 5. 0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>乳幼児から高齢者まで地域住民が世代を超えてふれあえる場所をコンセプトに地域住民支援、子ども支援、高齢者支援の3つの支援を掲げ、多世代の地域住民の方が、ふれあい交流できる地域の拠点を目指した施設。また、健康づくり・介護予防の拠点ともなる施設。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>建築してから8年経過したが、大きな修繕は発生していない。</p> <p>屋外の木目部分は痛みやすいため、定期的に保守・修繕を行い、将来の維持管理費用を抑えたい。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>目的からわかるとおり、今後の高齢化・少子化対策における重要な拠点となる施設のため、経年劣化に対応できるよう、計画的な維持管理が求められる。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>町の運営方針や国の補助金などの動向を注視し、財政状況と地域の実情や可能性を考慮したうえで総合的に判断することが重要である。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）	

施設の方針

施設名	ふれあいセンターポプラ	所管課	健康こども課
方向性判断フロー結果	①存続		
	建物評価点数	3. 3点 / 5. 0点	
	サービス評価点数	3. 7点 / 5. 0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>乳幼児から高齢者まで地域住民が世代を超えてふれあえる場所をコンセプトに地域住民支援、子ども支援、高齢者支援の3つの支援を掲げ、多世代の地域住民の方が、ふれあい交流できる地域の拠点を目指した施設。また、健康づくり・介護予防の拠点ともなる施設。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>建築してから7年経過したが、大きな修繕は発生していない。</p> <p>屋外の木目部分は痛みやすいため、定期的に保守・修繕を行い、将来の維持管理費用を抑えたい。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>目的からわかるとおり、今後の高齢化・少子化対策における重要な拠点となる施設のため、経年劣化に対応できるよう、計画的な維持管理が求められる。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>町の運営方針や国の補助金などの動向を注視し、財政状況と地域の実情や可能性を考慮したうえで総合的に判断することが重要である。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）	

施設の方針

施設名	保健センター		所管課	健康こども課
方向性判断フロー結果	①存続			
	建物評価点数	4.7点 / 5.0点		
	サービス評価点数	3.0点 / 5.0点		
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>明和町保健センターの設置及び管理に関する条例に基づき、同センターを設置する。同センターは、町民に対し、成人の健康に関することや母子保健に関すること、予防接種に関することなどの事業を行い、健康の保持増進を総合的に推進することを目的とする。</p>				
<p>施設の現状と課題</p> <p>2021（R3）年11月に竣工してから、3年しか経過していないため、大きな修繕は発生していないが軽微な修繕が発生してきた。</p> <p>課題として、将来の維持管理費用を抑えるため、早めの保守・修繕対策に心がけたい。</p>				
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>経年劣化に対応できるよう、計画的な維持管理が求められ、施設の点検などを行い、計画的な修繕を行う。</p>				
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>町の運営方針や国の補助金などの動向を注視し、財政状況と地域の実情や可能性を考慮したうえで総合的に判断する。</p>				
今後5年間の方向性の結果			存続（現状維持）	

施設の方針

施設名	(新) 子ども第三の居場所	所管課	健康こども課
方向性判断フロー結果	①存続		
	建物評価点数	4.9点 / 5.0点	
	サービス評価点数	- 点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>養育環境等に何らかの課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童に対して居場所を提供し、生活習慣の形成や学習サポート、食事の提供等を通じ、個々の状況に沿った支援を包括的に提供する。虐待予防と児童の健全な育成を図ることを目的とした事業。（児童育成支援拠点事業）</p> <p>※ 改正児童福祉法</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>2024（R6）年2月末に竣工してから1年経過していないため、大きな修繕は発生していない。</p> <p>課題として、将来の維持管理費用を抑えるため、早めの保守・修繕対策に心がけたい。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>経年劣化に対応できるよう、計画的な維持管理が求められ、施設の点検などを行い、計画的な修繕を行う。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>町の運営方針や国の補助金などの動向を注視し、財政状況と地域の実情や可能性を考慮したうえで総合的に判断する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）	

2) 子育て施設

No.	施設名	建築 年度	建物 評価点	サービス 評価点	今後5年間の 方向性の結果
14	明和こども園	H16 H27	2.9	2.0	存続(現状維持)



施設の方針

施設名	明和町立明和こども園	所管課	学校教育課
方向性判断フロー結果	②存続・廃止		
	建物評価点数	2.9点 / 5.0点	
	サービス評価点数	2.0点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、明和町保育所設置条例（昭和48年明和村条例第4号）他に基づいて設置された。</p> <p>原則として、本町在住就学前の子どもすべてが入園し、子どもに対しては教育・保育の提供を、保護者に対しては子育て支援を総合的に提供することを目的とする。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>西暦2000（平成12）年3月末の竣工から25年が経過して老朽化は進んでいるが、前回の建物評価は平均より高い状況であった。</p> <p>園児数は国の出生数と同じく減少傾向である。現在の組数は全16クラスで令和6年度より7年ぶりに1クラス減となった。近年、3歳未満児の入園が増加傾向であり保育士の配置基準に基づき保育士確保が必要になる。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>テラス改修取替工事、給水ポンプ交換工事等を実施し、現建物、施設や設備を継続して使用する。このため、継続して適切な維持管理・修繕や点検を行う。</p> <p>また、今までどおり定期的・継続的に地震・火災・洪水等の避難及び減災訓練を実施し、園児の安心・安全とあわせて建物や施設の良い維持管理を図る。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>建物等を長期に利用するため、適時、修繕や点検、診断を実施して施設・設備と、適切で良好な管理を行っていく。</p> <p>また、修繕等経費については町単独費だけでなく国・群馬県その他各種補助金や助成制度などを活用するように努め、本町の保育、教育状況を考慮しながら総合的に判断する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）	

3) 学校教育施設

No.	施設名	建築 年度	建物 評価点	サービス 評価点	今後5年間の 方向性の結果
15	明和東小学校	S41 S58	0.0	－	存続(その他)
16	明和西小学校	S38 S55	0.0	－	存続(その他)
17	明和中学校	S43 S56	0.0	－	存続(その他)
18	給食センター	H8	0.5	－	存続(その他)
19	適応指導教室	S56	0.0	－	存続(その他)



施設の方針

施設名	明和町立明和東小学校	所管課	学校教育課
方向性判断フロー結果	③存続・廃止		
	建物評価点数	0点 / 5.0点	
	サービス評価点数	- 点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>学校教育法第38条の規定に基づき、小学校を配置する。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>建築してから南校舎は50年以上、北校舎は30年以上が経過し、老朽化が進んでいる。近年では特に雨漏りがひどく、施設の修繕を実施している。</p> <p>平成10年に南校舎の耐震補強を実施しているが、建物評価は低い状況である。現在、普通学級は6学級で適正規模学級数を下回っており、児童数も減少傾向であるが、ここ数年は横ばい状態である。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>南校舎は長寿命化改良事業を実施する。北校舎等は今後も教職員による施設の日常点検等を実施し、危険箇所の把握及び計画的な修繕の実施をするとともに、大地震等の災害に備えた、安全・安心な施設の維持管理に努める。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>長寿命化改良事業を整備方針とするが児童数が減少し、適正規模学級数を大幅に下回った場合は、統廃合や施設の規模縮小を検討する。国の教育方針や補助金などの動向を注視し、財政状況と地域の実情を考慮したうえで、総合的に判断する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（その他）	

施設の方針

施設名	明和町立明和西小学校	所管課	学校教育課
方向性判断フロー結果	③存続・廃止		
	建物評価点数	0点 / 5.0点	
	サービス評価点数	- 点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>学校教育法第38条の規定に基づき、小学校を配置する。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>建築してから南校舎は50年以上、北校舎は40年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、施設の修繕を実施している。平成9年に南校舎の耐震補強、平成11年に北校舎の耐震補強を実施しているが、建物評価は低い状況である。現在、普通学級は14学級では適正規模学級数となっているが、ここ数年は横ばい状態である。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>南校舎は長寿命化改良事業を実施する。北校舎等は今後も教職員による施設の日常点検等を実施し、危険箇所の把握及び計画的な修繕の実施をするとともに、大地震等の災害に備えた、安全・安心な施設の維持管理に努める。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>長寿命化改良事業を整備方針とするが児童数が減少し、適正規模学級数を大幅に下回った場合は、統廃合や施設の規模縮小を検討する。国の教育方針や補助金などの動向を注視し、財政状況と地域の実情を考慮したうえで、総合的に判断する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（その他）	

施設の方針

施設名	明和町立明和中学校	所管課	学校教育課
方向性判断フロー結果	③存続・廃止		
	建物評価点数	0点 / 5.0点	
	サービス評価点数	- 点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>学校教育法第38条及び第49条の規定に基づき、中学校を配置する。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>建築してから南校舎は50年以上、北校舎は40年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、施設の修繕を実施している。平成11年に南校舎及び北校舎の耐震補強を実施したが、建物評価は低い。普通教室は9学級で適正規模学級数を下回っている。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>南校舎は長寿命化改良事業を実施する。北校舎等は今後も教職員による施設の日常点検等を実施し、危険箇所の把握及び計画的な修繕の実施をするとともに、大地震等の災害に備えた、安全・安心な施設の維持管理に努める。建替えに関しては、耐力度調査を行ったうえで町の財政状況と地域の実情を考慮し、総合的に判断する。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>長寿命化改良事業を整備方針とするが生徒数が大幅に減少し、適正規模学級数を大幅に下回った場合は、統廃合や施設の規模縮小を検討する。国の教育方針や補助金などの動向を注視し、財政状況と地域の実情を考慮したうえで、総合的に判断する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（その他）	

施設の方針

施設名	明和町立学校給食センター	所管課	学校教育課
方向性判断フロー結果	③存続・廃止		
	建物評価点数	0.5点 / 5.0点	
	サービス評価点数	- 点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>学校給食法（昭和29年法律第160号）の規定に基づき、学校給食センターを設置。学校給食センターは、学校給食の効率的な実施と、子どもたちを地元産食材等で育てることを目的とする。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>建築（平成9年3月）から25年以上経過し、老朽化が進んでおり建物評価も年々低くなる傾向である。</p> <p>現在の給食供給校数は、中学校1校、小学校2校、こども園1園である。</p> <p>食数が1日約1,150食程度あるため、大型調理施設等を導入しており、それら施設及び配管施設等の老朽化が年々進んでいる。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>平成9年より各学校にあった給食施設を統廃合し、当センターを設立しているため当面は存続。今後計画を予定している学校施設基本計画での学校のあり方との整合性を図りながら、適切な維持管理を継続しつつ対症療法的な修繕で対応していく。 R7年度以降 シート防水工事 550万円</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>建物を長期的に活用するために、点検・診断の実施による適切な予防保全管理に努める。また、耐用年数が65年であるが、建替えや長寿命化など大規模改修について児童数の動向を注視し、財政状況と地域の実情を考慮したうえで、総合的に判断する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（その他）	

施設の方針

施設名	教育支援センター	所管課	学校教育課
方向性判断フロー結果	③存続・廃止		
	建物評価点数	0点 / 5.0点	
	サービス評価点数	- 点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>明和町教育支援センター設置要綱に基づき、心理的・情緒的理由及びいじめ等により、登校できない状態にある児童及び生徒の学校復帰を促進援助するため、教育支援センターを設置している。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>現在、教育支援センターとして使用している建物は、設置当初は駐在所であった。その後ALTの住居を経て、「ふれあい教室」として開室された。木造建築であり34年以上が経過していることから老朽化が進んでおり、建物評価は0点である。毎年、数名の利用者があり、登校できない状態にある児童生徒の学校復帰の促進援助を行っている。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>今後も継続して援助を行っていただけるよう、安全な教育環境の維持・確保を図るため、機能維持のための修繕を実施しながら、大地震等の災害に備えた施設の適正な維持管理に努める。しかし、施設の老朽化が著しいため、移転を実施する。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>教育支援センターは、児童生徒の学校復帰促進援助にあたり大変有効であることから、今後も継続して開室していきたい。可能な限り建物を長期的に活用するために、適切な予防保全管理に努める。だが、施設の利用状況や財政状況を踏まえ、移転を総合的に判断する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		移転・存続（その他）	

4) 公営住宅

No.	施設名	建築 年度	建物 評価点	サービス 評価点	今後5年間の 方向性の結果
20	須賀団地	S51 S53	0	3.0	存続(その他)
21	上江黒団地	S54 S55	0.3	4.0	存続(その他)
22	新田団地A	H22	3.5	4.5	存続(現状維持)
23	新田団地B	H23	3.6	4.0	存続(現状維持)



施設の方針

施設名	須賀団地	所管課	都市建設課
方向性判断フロー結果	③存続・廃止		
	建物評価点数	0点 / 5.0点	
	サービス評価点数	3.0点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>関係法令・・・公営住宅法</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>須賀団地は、1棟2戸の住宅が4棟あり、昭和50年代に建設された木造簡易耐火平屋の住宅である。公営住宅法上の耐用年限30年を過ぎている。</p> <p>近年、入居者の入替はほぼ無く、入居者の高齢化が進んでおり、継続して居住している方が多い住宅である。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>既存入居者に対して、新田団地や民間賃貸住宅等への住替えの斡旋をしていくこととする。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>既存入居者に対して、新田団地や民間賃貸住宅等への住替えの斡旋をしていくこととする。</p> <p>既存入居者が転居した際は、適宜、用途廃止等を検討する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（その他）	

施設の方針

施設名	上江黒団地	所管課	都市建設課
方向性判断フロー結果	③存続・廃止		
	建物評価点数	0.3点 / 5.0点	
	サービス評価点数	4.0点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>関係法令・・・公営住宅法</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>上江黒団地は、1棟3戸の住宅が2棟あり、昭和50年代に建設された木造簡易耐火2階建の住宅である。公営住宅法上の耐用年限45年は、現時点で過ぎていない。</p> <p>近年、入居者の入替が無く、入居者も高齢化になっており、継続して居住している方が多い住宅である。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>既存入居者に対して、新田団地や民間賃貸住宅等への住替えの斡旋をしていくこととする。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>既存入居者に対して、新田団地や民間賃貸住宅等への住替えの斡旋をしていくこととする。</p> <p>既存入居者が転居した際は、適宜、用途廃止等を検討する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（その他）	

施設の方針

施設名	新田団地 A 棟	所管課	都市建設課
方向性判断フロー結果	①存続		
	建物評価点数	3.5点 / 5.0点	
	サービス評価点数	4.5点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>関係法令・・・公営住宅法</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>新田団地 A 棟は、1棟18戸の鉄筋コンクリート造の住宅であり、平成22年に建設された住宅である。長期にわたって良好に維持管理していく住宅として位置づけられており、経年劣化に応じて計画的に修繕していくことが課題である。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>各設備の状況等を確認のうえ、施設の計画修繕を図っていく。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>各設備の状況等を確認のうえ、施設の計画修繕を図っていく。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）	

施設の方針

施設名	新田団地B棟	所管課	都市建設課
方向性判断フロー結果	①存続		
	建物評価点数	3.6点 / 5.0点	
	サービス評価点数	4.0点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>関係法令・・・公営住宅法</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>新田団地B棟は、1棟18戸の鉄筋コンクリート造の住宅であり、平成23年度に建設された住宅である。長期にわたって良好に維持管理していく住宅として位置づけられており、経年劣化に応じて計画的に修繕していくことが課題である。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>各設備の状況等を確認のうえ、施設の計画修繕を図っていく。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>各設備の状況等を確認のうえ、施設の計画修繕を図っていく。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）	

5) 行政施設

No.	施設名	建築年度	建物評価点	サービス評価点	今後5年間の方向性の結果
24	明和町役場	H17	3.1	—	存続(現状維持)
25	もったいない館	H6	1.1	4.3	存続(現状維持)
26	もったいない東館	H21	2.6	3.7	存続(現状維持)
27	もったいない西館	H30	4.0	4.0	存続(現状維持)
28	駅前アザメちゃん家	H28	3.3	4.0	存続(現状維持)



施設の方針

施設名	明和町役場	所管課	総務課									
方向性判断フロー結果	①存続											
	建物評価点数	3.1点 / 5.0点										
	サービス評価点数	- 点 / 5.0点										
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により、処理することとされるものを行うため庁舎を設置する。</p> <p>地方自治法、明和町役場の位置条例</p>												
<p>施設の現状と課題</p> <p>平成17年に建築してから20年が経過し、これまでに大規模な改修を行っていないため、各種設備等の老朽化が顕在化している。</p>												
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>老朽化が特に顕在化しているのが外壁・外周と空調関係である。令和7年度はこの2つを修繕・更新するとともに、その他の施設も計画的に補修・改修を行っていく。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>改修箇所</th> <th>費 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 7</td> <td>外壁面・外周補修工事</td> <td>3,054万円</td> </tr> <tr> <td>R 7</td> <td>空調更新工事</td> <td>1,132万円</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	改修箇所	費 用	R 7	外壁面・外周補修工事	3,054万円	R 7	空調更新工事	1,132万円
年 度	改修箇所	費 用										
R 7	外壁面・外周補修工事	3,054万円										
R 7	空調更新工事	1,132万円										
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>役場庁舎は、行政目的を果たすための施設であると同時に、災害時には、防災本部となる施設である。緊急時でも対応できるよう管理を行い、計画的に補修・改修を行っていく。</p>												
今後5年間の方向性の結果		存続(現状維持)										

施設の方針

施設名	もったいない館	所管課	住民環境課
方向性判断フロー結果	①存続		
	建物評価点数	1. 1点 / 5. 0点	
	サービス評価点数	4. 3点 / 5. 0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条並びに容器包装リサイクル法第6条、明和町もったいない館の設置及び管理の関する条例の規定に基づき設置する。</p> <p>当施設は、町の一般廃棄物に係る適正な処理並びに3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図ることを目的とする。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>平成17年度に役場庁舎が移転したことに伴い、空き施設となった旧庁舎敷地内の車庫倉庫を有効活用して、現施設へ改修が行われ現在に至る。当施設は、年間利用者数率・年稼働日数率ともに高い状況であり、町民の分別によるごみの適正処理及びリユース並びにリサイクルによるごみの減量化の推進の拠点となっている。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>今後、資源ごみの分別回収の拠点施設として、3館のサービス平準化（利用者数の平準化）を図り、町全体のバランスをとりながら利便性の向上を図っていく。また、利用状況や施設の状況を考慮しながら、必要な維持管理を行い、修繕等を適宜実施していく。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>利用状況や施設の状況を踏まえ、必要な改修（大規模改修や部分修繕等）を実施しながら、建物の寿命の延伸に努め、町の財政状況と地域の実情を考慮したうえで、総合的に判断する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）	

施設の方針

施設名	もったいない東館	所管課	住民環境課
方向性判断フロー結果	①存続		
	建物評価点数	2.6点 / 5.0点	
	サービス評価点数	3.7点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条並びに容器包装リサイクル法第6条、明和町もったいない館の設置及び管理の関する条例の規定に基づき設置する。</p> <p>当施設は、町の一般廃棄物に係る適正な処理並びに3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図ることを目的とする。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>平成21年度に建築し現在に至る。当施設は、町の東部地区における町民の分別によるごみの適正処理及びリユース並びにリサイクルによるごみの減量化の推進の拠点施設であり、年間利用者数率も5割を越える状況である。しかしながら、もったいない館に比べ利用者数が少なく、その利用者数の平準化が課題である。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>今後、資源ごみの分別回収の拠点施設として、3館のサービス平準化（利用者数の平準化）を図り、町全体のバランスをとりながら利便性の向上を図っていく。また、利用状況や施設の状況を考慮しながら、必要な維持管理を行い、修繕等を適宜実施していく。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>利用状況や施設の状況を踏まえ、必要な改修（大規模改修や部分修繕等）を実施しながら、建物の寿命の延伸に努め、町の財政状況と地域の実情を考慮したうえで、総合的に判断する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）	

施設の方針

施設名	もったいない西館	所管課	住民環境課
方向性判断フロー結果	①存続		
	建物評価点数	4.0点 / 5.0点	
	サービス評価点数	4.0点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条並びに容器包装リサイクル法第6条、明和町もったいない館の設置及び管理の関する条例の規定に基づき設置する。</p> <p>当施設は、町の一般廃棄物に係る適正な処理並びに3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図ることを目的とする。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>平成30年度に建築し現在に至る。当施設は、町の東部地区における町民の分別によるごみの適正処理及びリユース並びにリサイクルによるごみの減量化の推進の拠点施設であり、年間利用者数率も5割を越える状況である。しかしながら、もったいない館に比べ利用者数が少なく、その利用者数の平準化が課題である。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>今後、資源ごみの分別回収の拠点施設として、3館のサービス平準化（利用者数の平準化）を図り、町全体のバランスをとりながら利便性の向上を図っていく。また、利用状況や施設の状況を考慮しながら、必要な維持管理を行い、修繕等を適宜実施していく。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>利用状況や施設の状況を踏まえ、必要な改修（大規模改修や部分修繕等）を実施しながら、建物の寿命の延伸に努め、町の財政状況と地域の実情を考慮したうえで、総合的に判断する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続（現状維持）	

施設の方針

施設名	駅前プラザ「メイちゃん家」	所管課	産業振興課
方向性判断フロー結果	①存続		
	建物評価点数	3.3点 / 5.0点	
	サービス評価点数	4.0点 / 5.0点	
<p>施設の役割（施設の目的、関係法令等）</p> <p>明和町駅前プラザの設置及び管理に関する条例に基づき、同施設を設置する。</p> <p>駅前プラザ「メイちゃん家」は、川俣駅周辺地域のにぎわいの創出、公共交通機関利用者の利便性の向上、町民相互の交流並びに産業の振興及び情報の発信を図り、もって活力ある駅周辺地域の形成に資することを目的とする。</p>			
<p>施設の現状と課題</p> <p>平成29年1月に完成した施設である。現在の施設利用者は、1日あたりおよそ40人である。施設の用途は、主に駅利用者の待合、情報発信スペースであるが、施設利用者のための駐車場が少ないことが課題となっている。</p>			
<p>今後5年間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>川俣駅周辺のにぎわいの創出、公共交通機関利用者の利便性の向上、町民相互の交流並びに産業の振興及び情報発信など、複合的な目的をあわせもった施設の特性を生かし、利用者増加のための事業などを実施する。</p>			
<p>計画期間の考え方（施設の方針、方向性）</p> <p>計画的な修繕により、建物の寿命の延伸に努め、町の財政状況と地域の実情を考慮したうえで、総合的に判断する。</p>			
今後5年間の方向性の結果		存続(現状維持)	

第3章 削除額と今後の方針等

1. 削減額

方向性判断フローの結果、4施設が廃止判定となりました。

この結果を踏まえ協議し調整した結果、公共施設等総合管理計画期間中に廃止を含めた検討をいたします。また、長期的に用途廃止としている2施設を廃止した場合、公共施設等総合管理計画で見込んでいた更新費用等が不要となり、下表のような削減額となります。

No.	廃止を検討する施設	削減見込額
20	須賀団地	最大2億2,000万円
21	上江黒団地	最大1億400万円

※総務省公共施設等更新費用試算ソフトより

2. 今後の方針等削減額

1) 対策の優先順位の考え方

施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を考慮し、対策の優先順位を次のとおりとします。

考慮すべき事項

- ・建物評価（施設の残寿命年数）
- ・サービス評価（年間利用者数、年間開館日数、1人当たりのコスト等）
- ・その他（建物の劣化・損傷、施設の必要性）

優先順位の考え方

次の方向性判断フロー結果を基本とします。

優先順位 1 . . . ④廃止等

(建物評価 1 点未満、サービス評価2.5点未満)

優先順位 2 . . . ③存続・廃止

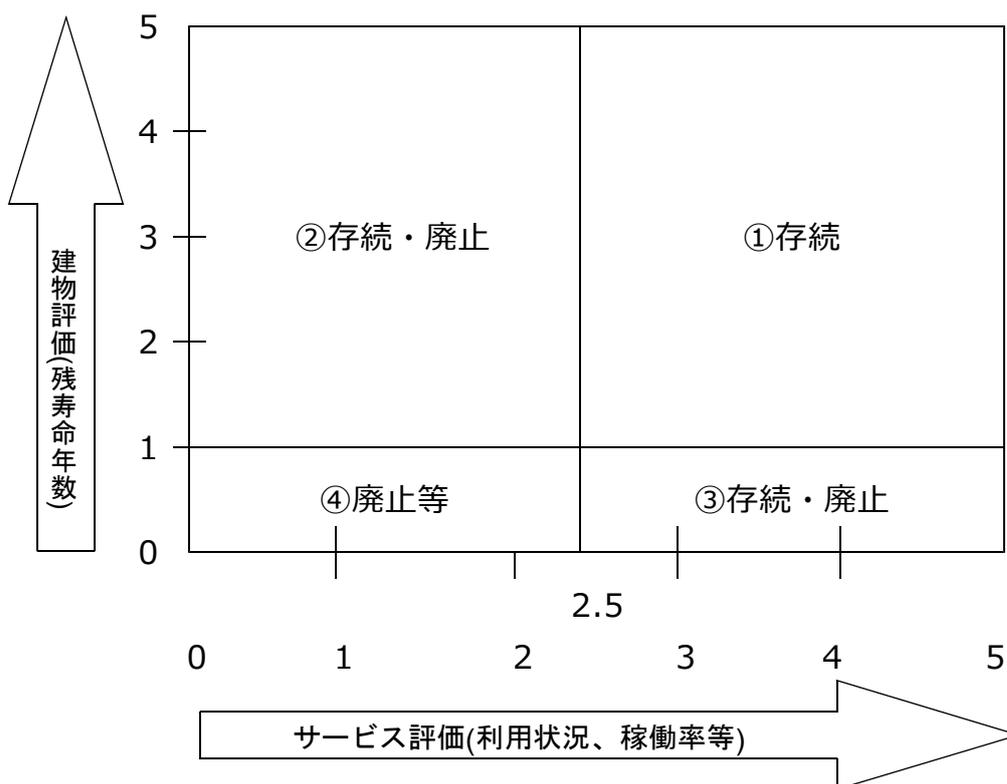
(建物評価 1 点未満、サービス評価2.5点以上)

優先順位 3 . . . ②存続・廃止

(建物評価 1 点以上、サービス評価2.5点未満)

優先順位 4 . . . ①存続

(建物評価 1 点以上、サービス評価2.5点以上)



2) 個別施設の状況等

計画的な日常点検・定期点検・臨時点検を行い、施設の状態を確認するとともに、利用者の安全確保に努め、公共施設が損傷を受ける前に予防的修繕を実施し、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めるものとします。

また、劣化感、老朽化度調査（点検、診断）が未実施の施設については、各所管の対応方針等に基づき、適時実施するものとします。

3) 対策内容と実施時期、対策費用

施設毎の対策内容と実施時期、対策費用については、各所管の対応方針等に基づく点検・診断を計画的に実施した後、大規模な対策が必要となった場合は、総合計画の実施計画において、対策内容と実施時期、対策費用を明確にします。

その他、比較的小規模な修繕等については、随時実施していきます。



3. 長寿命化計画

1) 長寿命化計画の基本方針

施設の更新や改修などの整備方針として、「事後保全」と「予防保全」の2つが挙げられる。従来の施設整備では、図1にあるような「事後保全」が適用されている。事後保全とは、建物に劣化や破損など不具合が生じてから改修を行う考え方で、長期間における機能の維持や使用が困難となる恐れがある。

これに対し、「予防保全」は図2にあるように施設に不具合が発生する前に改修を行うことにより、突発的な事故を減少させ改修費用を抑えることができる。

また定期的な点検を行うことにより、事後保全と比較すると施設を安全で安心な状態で長く使用することができる。今後は、予防保全による施設の改修などを行うことで、計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を図っていくこととする。施設の改修などにおいては、多様な人々が利用しやすいようユニバーサルデザインの視点に立って整備を図る。

図1 事後保全のイメージ

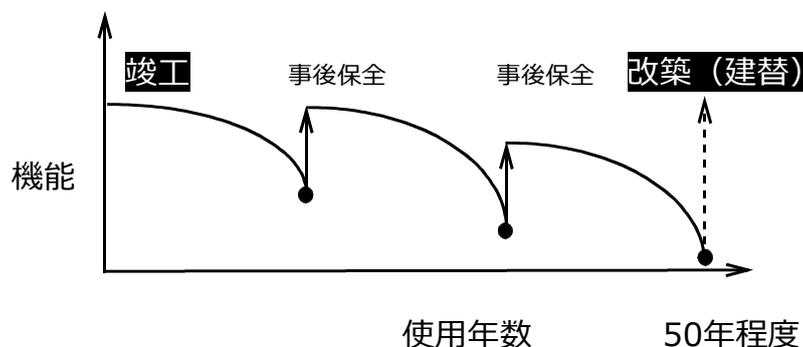
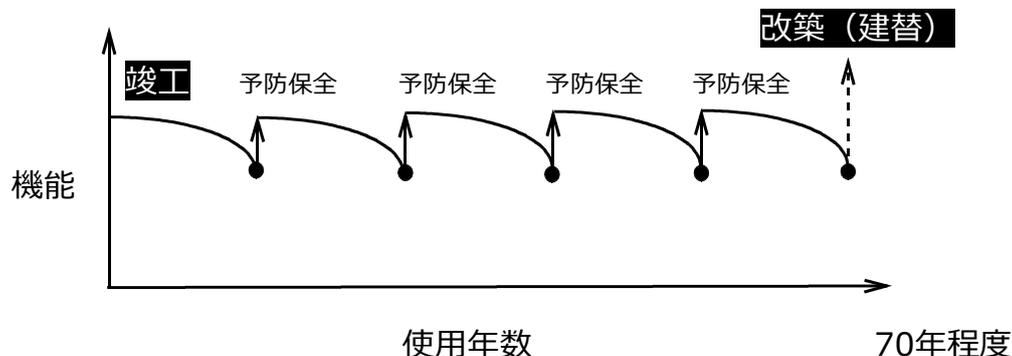


図2 予防保全のイメージ



2) 目標使用年数・修繕周期の設定

総合管理計画等の目標使用年数・修繕周期を踏まえ施設毎に設定を行う。

①目標使用年数の設定

長寿命化による更新サイクルとして、下記のとおり設定する。

No	施設名	構造	耐用年数	目標使用年数
1	中央公民館	R C造	50年	70年
2	ふるさと産業文化館	R C造	41年	61年
3	社会体育館	R C造	47年	67年
4	海洋センター	R C造	47年	67年
5	老人福祉センター	R C造	50年	70年
8	地域活動支援センター	木造	24年	44年
9	デイサービスセンター	R C造	50年	70年
10	ふれあいセンタースズカケ	木造	24年	44年
11	ふれあいセンターポプラ	木造	24年	44年
12	保健センター	RC造	50年	70年
13	明和こども園	S造	34年	60年
14	明和東小学校	R C造	47年	67年
15	明和西小学校	R C造	47年	67年
16	明和中学校	R C造	47年	67年
17	給食センター	S造	31年	51年
21・22	新田団地A・B	R C造	47年	67年
23	明和町役場	R C造	50年	70年
24	もったいない館	R C造	38年	58年
25・26	もったいない東・西館	S造	31年	51年
27	駅前プラザメイちゃん家	木造	24年	44年

※参考：減価償却資産の耐用年数等に関する省令

※長寿命化による更新をしない施設は除外

②修繕周期の設定

建替えまでの個々の建築物の年次計画は、標準的な定期修繕サイクル、長寿命化改修時期をもとに、劣化点検等を把握した老朽化状況を考慮して、下記の条件で計画する。なお、長寿命化改修は予防保全型維持管理として長寿命化対策を実施する場合のみ計上する。

部 位	仕 様	定期改修 サイクル	長寿命化 改修時期
屋 根	アスファルト防水	10年	30年
	シート防水	5年	20年
	金属屋根	5年	30年
	スレート屋根	10年	30年
	シングル屋根	5年	20年
	瓦屋根	10年	30年
外 壁	タイル張り	10年	65年
	カーテンウォール	—	40年
	吹付タイル	8年	15年
	サイディング張り	10年	30年
	金属	5年	30年
	板張り	5年	30年
	塗装	8年	20年
内 装	一般事務所仕様	10年	30年
	公衆便所	10年	30年
機械設備	一般事務所仕様	12年	25年
	吊物機構	5年	20年

電気設備	一般事務所仕様	10年	20年
屋 外	タイル張り	10年	30年
	アスファルト舗装	10年	30年
	舗装ブロック	10年	30年
	浄化槽	7年	30年

③改修等の整備水準

長寿命化改修では、単に物理的な不具合を直すのみではなく、建物の耐久性を向上させるとともに、建物の機能や性能の向上を目指すため、費用対効果を勘案しながら、適切な工法や部材、機器を検討します。

ア：耐久性の向上

屋根・屋上や外壁では、躯体や建物内部への漏水を発生させないよう防水性及び耐久性の高い材料等の使用を検討します。

イ：機能性の向上

社会情勢の変化に伴う多様性に対応するため、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入たいICT環境等の整備を検討します。

ウ：性能の向上

環境に配慮した省エネ効果の高い設備や外壁等の断熱性、遮熱性の高い材料等の使用を検討します。

3) 長寿命化実施計画

長寿命化対象建築物ごとの実施計画は次のとおり

(単位：百万円)

施設名	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
	事業名	事業費	事業名	事業費	事業名	事業費	事業名	事業費	事業名	事業費	事業名	事業費	事業名	事業費
中央公民館			施設修繕	3.0	施設修繕	10.0	外壁改修	6.5	アスファルト舗装	3.0	施設修繕	1.0		
ふるさと産業文化館	施設改修	20.0	施設改修	60.0	施設改修	60.0	施設改修	60.0	外壁改修	20.0	外壁改修	20.0		
社会体育館			施設修繕	0.5	施設修繕	0.5	外壁改修	3.0	施設修繕	0.5	施設修繕	0.5		
海洋センター			施設修繕	2	施設改修	4.0	施設改修	5.0	施設修繕	2				
老人福祉センター	電気設備改修	3.5	外壁改修	1.0										
地域活動支援センター	シート防水	5.0												
デイサービスセンター														
ふれあいセンタースズカケ	軒天垂木塗装 子育て支援マット入替	1.0 0.9	内装(床・内壁・建具その他)補修 LED交換	1.3 2.0	屋根塗装 外壁塗装	2.7 1.9	軒天垂木塗装	1.0						
ふれあいセンターポプラ			軒天垂木塗装 プレイルームマット入替	1.5 1.35	LED交換 内装(床・内壁・建具その他)補修	3.0 1.95	屋根塗装 外壁 塗装	4.0 2.85	軒天垂木塗装	1.5				
子ども第三の居場所														
明和こども園	廊下アス改修取替工事 給水ポンプ交換工事	4.0 3.7	園舎及び施設等 消火栓交換	1.0 0.3	園舎及び施設等	1.0	園舎及び施設等	1.0	園舎及び施設等 消火器交換(10台)	1.0 0.2				
明和東小学校	南校舎実施設計	35	南校舎改修	239.2	南校舎改修	239.2					シート防水	5.0		
明和西小学校	南校舎改修	574.6	南校舎改修	608.5					シート防水	6.5				
明和中学校	南校舎基本設計	11	南校舎実施設計	40.0	南校舎改修	183.2	南校舎改修	183.2						
給食センター									シート防水工事	5.5				
新田団地A					床防水・外壁改修	6.5								
新田団地B							床防水・外壁改修	6.5						
明和町役場	外壁・外周修繕 空調機更新	31 12												
もったいない館	施設修繕	0.1	アスファルト舗装他	3.0	施設修繕	1.0	施設修繕	1.0	施設修繕	1.0	施設修繕	1.0	施設修繕	1.0
もったいない東館	施設修繕	0.1	施設修繕	0.5	施設修繕	0.5			施設修繕	0.5			施設修繕	0.5
もったいない西館	施設修繕	0.1	施設修繕	0.5			施設修繕	0.5			施設修繕	0.5		
駅前プラザメイちゃん家														
保健センター	床補修	0.1	壁面補修	0.2			内装(床・内壁・建具その他)補修	1						

4) 長寿命化等の継続的運用方針

①情報基盤の整備と活用

今後は、施設の点検結果や修繕履歴をデータベース化して蓄積し、将来の老朽化予測や改修等の検討に活用することで、効率的かつ効果的な維持管理を推進していきます。

②推進体制等の整備

財政担当と横断的に連携・情報共有を図り、全庁的な体制で本計画の継続的な運用を推進していきます。

③フォローアップ

本計画の推進にあたり、P D C Aサイクルにより、原則として10年後に計画の見直しを行います。施設の劣化状況や社会情勢の変化等があった場合は、随時見直しを行い、着実な計画の推進を図ります。

明和町個別施設計画（第3版）

発行年月日：令和7年3月

発行：明和町

編集：明和町 総務課

所在地：〒370-0795 群馬県邑楽郡明和町新里250番地1

電話：0276 (84) 3111 (代表)

F A X：0276 (84) 3114